

# 不動産を相続した方へ

## 相続登記には期限があります 最短で令和9年3月31日!



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

知らなかった!



不動産登記  
推進サポーター  
「シラナカッタムキ」

POINT

1

相続したことを知った日から  
**3年以内** に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、  
10万円以下の過料が科される可能性があります

POINT

2

令和6年4月1日より前の相続も対象!

令和6年4月1日より前に  
相続したことを知った不動産は、

**令和9年3月31日** までに

相続登記をする必要があります

今なら!

相続登記の  
免税措置があります!  
令和9年3月31日まで!

※100万円以下の土地相続など

さらに!

住所等変更  
登記義務化も  
令和8年4月1日  
から始まりました!



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

法務省 相続登記の義務化

検索



# 不動産を相続したら？ 対応チャート

相続したら  
どうしたらいい？

遺言書がある

はい

いいえ

遺産分割による話がまとまった

はい

いいえ

早期に遺産分割  
することが困難

## 遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を  
取得したことを知った日から  
3年以内

## 遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から  
3年以内

## 相続人申告登記

・義務を簡易に履行できる仕組みです  
・相続した不動産を売却するような場合  
には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から  
3年以内

令和6年4月1日より前に不動産を取得・相続を知った場合の期限は令和9年3月31日まで！

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、  
通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、建物の登記(表題登記)をする義務があります

今なら、相続登記について登録免許税が  
免除される場合があります  
**令和9年3月31日まで！**  
詳しくはこちらから



(相続人申告登記後に  
遺産分割がまとまった場合)

## 遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内



遺産分割に関するFAQは  
こちらから

方法がわかって  
安心したぬき…

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類が異なります

## 相続登記に関する相談窓口等

法務局ホームページでは、必要な  
準備や申請書の記載方法をまとめた  
「登記申請手続のご案内」  
(登記手続ハンドブック)を  
提供しています

詳しくはこちらから



法務局ホームページ

全国の法務局では、

手続案内(予約制)を行っています

※手続案内は1回20分以内・完全予約制です

各法務局の  
案内については  
こちらから



ウェブ登記  
手続案内については  
こちらから



専門家

(弁護士/司法書士/土地家屋調査士)に  
相談したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の  
ホームページ  
(法律相談のご案内)



日本司法書士会連合会の  
ホームページ  
(登記手続のご案内)



日本土地家屋調査士会  
連合会のホームページ  
(表示に関する登記のご案内)

